

水泳競技申し合わせ事項

開催日：令和4年5月21日（土）・22日（日）

会場：東京都多摩障害者スポーツセンター

競技規則

本項に定める以外は、令和4年度公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技方法

- (1) 予選は行わず、各組ごと1回の決勝とする。
- (2) 参加者の少ない障害区分または年齢区分は、他の区分と同時に競技する場合がある。
- (3) 「競技規則」にしたがって泳ぐことができる者が出場でき、プール内への入場は選手の他、入退水時の介助者、合図棒による合図のための介助者のみとする。

なお、施設入館は上記に加えて団体参加の場合は、新型コロナウイルス感染予防のため引率責任者のみとする。

招集方法

招集開始時刻は競技開始の15分前とし、5分前を招集完了時刻とする。

表彰

競技終了後直ちに表彰所にて行う。各種目の各組障害区分または年齢区分別に1位、2位、3位にメダルを授与する。

種目順序 ※競技順序は、申込人数により変更する場合がある。

5月21日（土）種目順		5月22日（日）種目順	
1	25m 自由形	5	50m 自由形
2	25m 平泳ぎ	6	50m 平泳ぎ
3	25m 背泳ぎ	7	50m 背泳ぎ
4	25m バタフライ	8	50m バタフライ

その他

- (1) （公財）東京都水泳協会「感染症予防ガイドライン 水泳競技会【競泳競技】」及び本大会申し合わせに従い、感染防止策をとったうえで実施する。
- (2) 「全国大会派遣選手選考の部」のみの実施とし、「オープン部」は実施しない。
- (3) 全選手、飛び込みスタートまた、水中スタートを選択することが出来るようになった。
※規則改正のため。水中スタートを希望する者は申込書の特記事項にチェックすること。
- (4) 競技種目は、全国障害者スポーツ大会の実施種目のみとする。
- (5) 出場種目は、1種目とする。（申込書は様式個人競技-2「水泳競技参加申込書」を提出）
- (6) 水着はFINAの公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由によりFINAの公認した水着の着用が不可能の場合は競技開始までに審判長に申し出て許可を得ること。
- (7) 区分23は光を通さないゴーグルを着用すること。またゴーグルは競技者が用意すること。
- (8) 区分23はターンとゴール際、タッパーが競技者にプールの端に近づいたことをタッピングにより知らせなければならない。

指示用の「合図棒」並びにタッパーは各自で用意することが望ましい。

(9) 知的部門出場者はスタート方法（スタート台の上・横又は水中のいずれか）を招集所で申し出ること。

(10) 新型コロナウイルス感染予防のため、大会当日は以下のことを遵守すること。

- ① 入館から退館時までの全ての場面で、十分な対人距離（できるだけ2m以上）をとって行動する。
- ② 指定された入場時間を厳守する。
- ③ 入場時は検温を受けて「体調管理チェックシート」を提出する。発熱が認められた場合は、大会役員の指示に従う。
- ④ 入場前に体調不良となった場合は、会場内に入場せず帰宅するか、判断に迷う場合は入場口の大会スタッフに申告する。
- ⑤ 会場内で体調不良となった場合は、近くの大会役員に申告し、移動せずにその場で指示を待つこと。
- ⑥ 消毒液で手指の消毒をしてから入場する。ゴーグルは常に清潔に管理し、装着時は手指の消毒を行い清潔な手で取り扱うこと。
- ⑦ 会場内では、入水時を除きマスクを着用すること。（更衣室・プールサイド・トイレ控え場所・招集所などで着用する）
- ⑧ マスクを外した時は、専用のケースまたはポケット等に収納すること。また、マスクを外している間は会話を控え、「咳」や「くしゃみ」が出る場合は、口を「肘で覆う」または「タオルや衣類で覆う」など咳エチケットを徹底する。
- ⑨ マスクは水濡れ等で使用できなくなることが予想されるため、必ず予備を持参すること。また、不要になったマスクは、ビニール袋等に収納して持ち帰ること。（会場内では捨てない）
- ⑩ 可能な限り水着を着用して来場すること。

(11) 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、競技方法や招集方法、表章等に変更が生じる場合がある。

【水泳区分解説】

区分番号	障害区分	解説
●肢体Ⅰ（切断、機能障害で立位。脊髄損傷等で車いすを使用する以外に杖等補装具を使用するなどして歩行が可能な場合も含む）		
1	手部切断	・手部の切断者
2	片前腕切断、片上肢不完全	・（手関節の離断を含む）片側の前腕の切断者 ・一側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
3	片上腕切断、片上肢完全	・（肘関節の離断を含む）片側の上腕の切断者 ・一側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
4	両前腕切断、両上肢不完全	・（手関節離断を含む）両側の前腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
5	両上腕切断、両上肢完全 片前腕・片上腕切断	・両側の上腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者 ・片側の前腕及び片側の上腕の切断者
6	片下腿切断、片下肢不完全	・（片側の足部の切断を含む）片側の下腿の切断者 ・一側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
7	片大腿切断、片下肢完全	・（膝関節の離断を含む）片側の大腿の切断者 ・一側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり補装具なしでは体重を支えきれない者
8	両下腿切断、両下肢不完全	・（足部の切断を含む）両側の下腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
9	両大腿切断、両下肢完全 片下腿・片大腿切断	・（膝関節離断を含む）両側の大腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり補装具なしでは体重を支えきれない者 ・片側の下腿及び片側の大腿の切断者
10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	・片側の上肢及び片側の下肢の切断者 ・片側上肢不完全及び片側下肢不完全の者
11	多肢切断、片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	・三肢以上の切断者 ・片側上肢完全及び片側下肢完全の者 ・両側上肢不完全及び両側下肢不完全の者
12	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない）
●肢体Ⅱ（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺で車いす常用の者。下肢の切断や欠損などの車いす使用者は肢体Ⅰのそれぞれの該当区分の適応となる。）		
13	第6～第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常だが指の曲げ伸ばしが困難な四肢麻痺者（肩関節、肘関節、手関節の背屈と掌屈がほぼ正常だが、物が握れない）
14	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指の強い開閉ができない）
15	下肢麻痺で座位バランスなし	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができない者
16	下肢麻痺で座位バランスあり	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる者
●肢体Ⅲ（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
17	四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	・四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害があり、上肢駆動により車いすを常用している者 ・意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	・両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車椅子や杖、松葉杖などを使用していることが多い） ・上肢に軽度の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
19	片側障害で片上肢機能全廃	・片側障害で患側上肢でスローク動作が全くできない者
20	その他の片側障害で走不能	・片側障害で患側上肢でもスローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
21	その他	・上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、17～20の区分に該当しない者
●肢体Ⅳ（区分13、17よりも重度の四肢体幹機能障害で日常的に電動車いす等を使用している者）		
22	浮具使用	・重度の四肢体幹機能障害をもつ者（筋ジストロフィー等）で、浮具を使用する者
●視覚障害 ※視力は両眼の和ではなく、矯正後の良い方の視力で判定する。		
23	視力0から0.01まで	
24	その他の視覚障害	・区分23(視力0から0.01まで)以外の視覚障害で運動が可能な者
●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害		
25	聴覚障害	
●知的障害		
26	知的障害	